

令和8年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和8年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況を以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 55,200 千円
歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,218,733 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	283,920	千円 210,710	千円	千円 1	千円 6,992	千円 66,217
	高齢者福祉事業	2,062			16	195	1,851
	児童福祉事業	557,726	356,781		9,931	18,243	172,771
	小計①	843,708	567,491		9,948	25,430	240,839
社会保険	国民健康保険事業	55,175	32,612			2,155	20,408
	介護保険事業	114,891	6,226			10,378	98,287
	小計②	170,066	38,838			12,533	118,695
保健衛生	健康診査等事業	29,487				2,816	26,671
	予防接種事業	33,716	20			3,218	30,478
	後期高齢者医療事業	141,756	24,450			11,203	106,103
	小計③	204,959	24,470			17,237	163,252
合計(①+②+③)		1,218,733	630,799		9,948	55,200	522,786

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。